

## 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

THE パートナース株式会社（以下、「甲」という）と THE パートナース株式会社従業員過半数代表（以下、「乙」という）は、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次のとおり協定する。

### 第 1 条（対象となる派遣労働者の範囲）

本協定は、派遣先で別表 1 に掲げる業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。

- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 甲は、対象従業員について一の労働契約の契約期間中に特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

### 第 2 条（賃金の構成）

対象従業員の賃金は、基本給、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当とする。

### 第 3 条（賃金の決定方法）

対象従業員の賃金決定については「職務給※(1)」を採用し、基本給及び賞与の比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(以下「一般基本給」という。))は、次の各号に掲げる条件を満たす別表 1 に、対象従業員が勤務する派遣先の事業所所在地に対応する別表 2 の地域指数を乗じたものとする。

- (1) 「販売店員」における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和元年 7 月 8 日職発 0708 第 2 号「令和 2 年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という。）別添 1 に定める販売店員（402）とする。
  - (2) (1) については、実際に支払われていた賃金額である別添 1 を使用するものとする。
- 2 通勤手当については、基本給とは分離し実費支給とし、第 6 条のとおりとする。
  - 3 地域調整については、東京都、神奈川、埼玉県、千葉県、の就業地で派遣就業を行うことから、通達別添 3 に定める東京、神奈川、埼玉、千葉、の指数を使うものとする。

### ※(1)本協定における職務給の定義

勤続年数などによらず「職務の内容と責任の程度」「職務の内容及び配置の変更範囲（人材活用の仕組み）」「その他の特別な事情」によって職務に一定の序列（等級）を設け、それに応じて支払われる給与。

### 第 4 条（職務給による賃金変動）

対象従業員の基本給及び賞与相当額は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 2 のとおりとする。

- ・別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
- ・別表 2 の各等級の職務と別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること

Aランク：5年

Bランク：3年

Cランク：0年

- 2 甲は、本条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、別表 2 に示す範囲で基本給額を改定する。また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

## 第5条 (賃金の構成)

対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、社員就業規則第10条に準じて、法律の定めに従って支給する。

## 第6条 (交通費)

対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。ただし、交通機関等を利用しなければ通勤することが困難である従業員以外の従業員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（一般に利用する最短の経路の長さによる。）が片道2km未満であるものを除く。

2 前項については上限額を一箇月15,000円までとして、次の何れか安い方を支給する。

- ・対象期間一箇月の通勤定期券代金
- ・対象期間一箇月の実費交通費として勤務シフトに応じた勤務日数実績をもとに算出した合計額

## 第7条 (退職金)

対象従業員の退職手当は、次の各号に掲げる条件を満たした別表4のとおりとする。ただし、退職手当制度を開始した令和2年4月よりも過去の勤続年数は、在籍期間として積算しない。

- (1) 別表3に示したものと比べて、退職手当の受給に必要な最低勤続年数が同年数以下であること
- (2) 別表3に示したものと比べて、退職時の勤続年数ごとの退職手当の支給月数が同月数以上であること

## 第8条 (賞与)

対象従業員に対して年1回支給する。ただし会社と個人の業績による支給しない場合がある。なお、一般基本給として「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賞与の額」を含めた給与設定を行うことにより賞与相当額については支給する。

## 第9条 (賃金以外の待遇)

教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とし、社員就業規則第11条から第13条までの規定を準用する。

## 第10条 (教育訓練)

労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

## 第11条 (その他)

本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

## 第12条 (有効期間)

本協定の有効期間は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間とする。

以上

令和2年 3月30日

甲 代表取締役 \_\_\_\_\_ 村上 勝隆



乙 従業員過半数代表 \_\_\_\_\_ 劉 笑南



別表 1 販売店員

能力・経験調整指数		1.0	1.16	1.269	1.319	1.388	1.635	2.040
経験年数		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
全国計	地域指数 100.0	988	1,146	1,254	1,303	1,371	1,615	2,016
東京	地域指数 114.1	1,128	1,308	1,431	1,487	1,565	1,843	2,301
神奈川	地域指数 109.5	1,082	1,255	1,374	1,427	1,502	1,769	2,208
千葉	地域指数 105.5	1,043	1,210	1,323	1,375	1,447	1,704	2,127
埼玉	地域指数 105.5	1,043	1,210	1,323	1,375	1,447	1,704	2,127

別表 3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（退職手当の関係）

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年
支給率 (月数)	自己都合退職	0.8	1.3	2.9	5.0	7.2	10.1	12.4	14.0
	会社都合退職	1.2	1.8	3.8	6.2	8.7	11.6	14.1	15.7

別表 4

勤続年数		3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 25年未満	25年以上 35年未満			
支給月数	自己都合退職	1.0	3.0	7.0	10.0	15.0			
	会社都合退職	2.0	5.0	9.0	12.0	17.0			
別表 3 (再掲)					IV				
勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年
支給率 (月数)	自己都合退職	0.8	1.3	2.9	5.0	7.2	10.1	12.4	14.0
	会社都合退職	1.2	1.8	3.8	6.2	8.7	11.6	14.1	15.7